



SCB

ニュース&トピックス

No.2024-99

(2024.11.18)

信金中央金庫 地域・中小企業研究所

上席主任研究員 藁品 和寿

03-5202-7671

s1000790@FacetoFace.ne.jp

「記述情報の開示の好事例集 2024（第1弾）」のポイント

－「記述情報の開示の好事例集 2023」との比較の観点から－

ポイント

- 金融庁は、2024年11月8日、「記述情報の開示の好事例に関する勉強会（第1回）」での議論を踏まえて、まず「全般的要求事項」と「個別テーマ」に関する開示例を含む「記述情報の開示の好事例集 2024（第1弾）」を公表した。
- 「記述情報の開示の好事例集 2024（第1弾）」をみると、前年より一歩踏み込んだ表現等がみられることから、記載内容が前年より高度化し、さらに高い水準を求められてきている証左といえるのではないだろうか。

1. 前年より前倒しで公表された「記述情報の開示の好事例集 2024（第1弾）」

ニュース&トピックス No. 2023-62¹（2024年1月23日発行）では、2023年12月27日に公表された「記述情報の開示の好事例集 2023²」（以下、「2023年版好事例集」という。）について、前年版と比較をしつつ紹介した。

金融庁は、2024年11月8日、「記述情報の開示の好事例に関する勉強会（第1回）」での議論を踏まえて、まず「全般的要求事項」と「個別テーマ」に関する開示例を含む「記述情報の開示の好事例集 2024（第1弾）」（以下、「2024年版好事例集（第1弾）」という。）を公表した。今後、第2回勉強会以降のテーマ³（図表1）を追加して、公表・更新することが予定されている。

（図表1）記述情報の開示の好事例に関する勉強会のスケジュール

	日時	テーマ
第1回	2024年9月11日（水）15:30-17:30	サステナビリティ①（全般的要求事項、個別テーマ）
第2回	2024年10月7日（月）13:00-15:30	サステナビリティ②（気候変動関連等）
第3回	2024年11月13日（水）15:30-18:00	サステナビリティ③（人的資本、多様性及び人権）
第4回	2024年12月12日（木）13:00-15:00	コーポレート・ガバナンス（コーポレート・ガバナンスの概要、監査の状況、株式の保有状況）
第5回	2025年1月16日（木）13:00-15:00	重要な契約、経営方針、MD & A（経営陣による財政状態および経営成績の検討と分析）
第6回	2025年2月17日（月）13:30-15:00	中堅・中小上場企業の開示例

（出所）金融庁ホームページ

¹ 当研究所ホームページ(<https://www.scbri.jp/reports/newstopics/20240123-2023.html>)を参照

² 金融庁ホームページ(<https://www.fsa.go.jp/news/r5/singi/20231227.html>)を参照

³ 金融庁ホームページ(<https://www.fsa.go.jp/news/r6/singi/20240805.html>)を参照

そこで、本稿では、「2024年版好事例集（第1弾）」の概要について、前年版との対比を交えつつ紹介する。

2. 前年比較からみる「記述情報の開示の好事例集 2024（第1弾）」のポイント

（1）投資家・アナリスト・有識者が期待する開示を充実化させるための取組み

開示の充実化に向けて投資家・アナリスト・有識者が期待することに関する記述を前年比較すると（図表2）、開示の進展のために、経営陣や取締役会、監査役会等に加えて、経理部をはじめとした各部門のトップ層、必要に応じて現場も関わることについて、「2024年版好事例集（第1弾）」では、「コミット」や「関与」という言葉から一步踏み込んで「連携」という表現で、引き続き高い期待感が示されている。

また、開示のタイミングについて、前年に引き続き、当年の有価証券報告書を株主総会前に開示することを例示し、早期の開示が促されている。

そのほか、海外投資家を意識した英語での情報発信は、今回新たに強調された点である。

（図表2）前年との比較（開示を充実させるための取組み等に関する記述）

「2024年版好事例集（第1弾）」	「2023年版好事例集」
<ul style="list-style-type: none"> ● 開示検討の初期段階からCEOやCFO、経理部等が連携し、開示に関する取組みを推進することが充実した開示を行うにあたり重要 ● 開示に前向きな企業であることを示す方策としては、開示タイミングの見直しを行い、有価証券報告書を株主総会前に開示することも有用 ● 海外投資家向けに、日本語だけでなく、英語での情報発信も行うことが重要 	<ul style="list-style-type: none"> ● 上場企業の開示は、企業規模に関わらず一定水準が期待されており、開示の体制や記載内容が十分でない場合には、少しずつ改善していくことが必要 ● 投資家や金融機関等の有価証券報告書の利用者との対話を通じて、利用者の目線を持つことが有用 ● 開示の進展のためには、経営陣や取締役会、監査役会等からのコミットが必要 ● 有価証券報告書の作成においては、本社部門だけではなく、各部門のトップ層や、現場も関与することが重要 ● 取締役会や社外役員からの指摘を当年度の有価証券報告書に反映できるように、時間的な余裕をもって有価証券報告書のドラフトを取締役会等に提示することが開示の充実化において有用 ● 議決権行使の判断においては、政策保有株式をはじめとする様々な企業の状況を把握する必要があるが、株主総会前に有価証券報告書が提出されていない場合には、前年の有価証券報告書を使用せざるを得ないため、当年の有価証券報告書を株主総会前に開示することが重要

（出所）「2024年版好事例集（第1弾）」、「2023年版好事例集」

(2) 有価証券報告書のサステナビリティに関する考え方及び取組の全般的な開示のポイント

個別開示例における評価ポイント以外の投資家・アナリスト・有識者からの主なコメントを前年比較すると（図表3）、引き続き、積極的な開示や丁寧な説明等が求められていることに加え、信頼性確保の観点から、第三者保証を受けていることを開示することが促されている。

また、企業と投資家との考え方を統一するため、「マテリアリティ」を一例に、今回新たに、用語の明確化が強調されている。

（図表3）前年との比較（全般的な開示等に関する記述）

「2024年版好事例集（第1弾）」	「2023年版好事例集」
<ul style="list-style-type: none"> ● サステナビリティ開示は中長期の経営戦略であることから、経営陣やガバナンスによるリーダーシップの発揮、経営者の意思表示、経営陣の意向を示すことが重要。具体的には、「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」のセクションと、「サステナビリティに関する考え方及び取組」のセクションが連携することが挙げられる。 ● サステナビリティに関する活動内容の記載だけでなく、活動の結果や活動の過程で何に貢献しようとしているのかについて開示することは有用 ● 重要なサステナビリティ指標に関する実績について、第三者保証を受けていることを開示することで、正しいデータや記述を行うため取組みを行っていることを示すことができるため、信頼性確保の観点において有用 ● 同じ用語であっても、企業と投資家で考え方に違いがあるものがあるため、用語を明確化することが重要。一例としては「マテリアリティ」が挙げられ、企業にとっての重要課題を意味する「マテリアリティ」と、財務・会計上において使用される業績、財務状況等に影響を及ぼす可能性のある項目を意味する「マテリアリティ」の2つの意味で使用されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ● サステナビリティ情報では、比較可能性、透明性、独自性の3つの観点が重要であり、どのようにサステナビリティに取り組んでいるかについて透明性を持った開示をすることや、どこに注力しているのか、どこにどのような強みを持っているのかといった各社の独自性を持った取組みについて開示することは有用 ● 戦略と指標及び目標は、各企業が重要性を判断して開示する項目とされているが、全体像を話す際には、戦略と指標及び目標についても、どのような考え方や取組み方針を持っているかについて示すことが有用 ● サステナビリティに関する取組みにより、企業価値がどのように創出されるかを丁寧に説明することは有用 ● ESGやサステナビリティに関するKPIについて、KPIを選定した理由や算定方法等について説明することは有用 ● 指標及び目標では、目標値と実績値に加え、現状の考察が記載されることは有用 ● 非財務情報は、超長期の方針・計画等の将来の方向性を財務情報で示すことができないために、財務情報の代わりに求められている。そのため、非財務情報と財務情報の連動性や開示のタイミングを整合させることは有用 ● 現在の状況だけでなく、時間軸を持った開示を行うことは有用 ● 第三者保証を見据えて限られた情報を開示するのではなく、必要な情報は積極的に開示す

	<p>ることが有用</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 開示の改善や施策の継続には、経営陣からの強いコミットメント及び適切なリソース配分が必要
--	---

(出所) 「2024年版好事例集(第1弾)」、「2023年版好事例集」

(3) 有価証券報告書のサステナビリティに関する考え方及び取組の開示例

「全般的要求事項」の開示例について、サステナビリティに関する考え方及び取組の欄で記載が求められている、「ガバナンス」、「戦略」、「リスク管理」、「指標及び目標」の4つの枠組みから前年比較すると(図表4)、「リスク管理」において参考になる主な開示例として企業の好事例が新たに示されたこと、「指標及び目標」に関する具体的な開示のポイントが新たに示されたことが大きな特徴として挙げられる。これは、記載内容が前年より高度化し、さらに高い水準を求められてきている証左といえるのではないだろうか。

(図表4) 前年との比較(全般的要求事項の開示等に関する記述)

「2024年版好事例集(第1弾)」	「2023年版好事例集」
<p><ガバナンス></p> <ul style="list-style-type: none"> ● ガバナンスでは、執行側の記載だけではなく、監督側についても記載することが重要 ① 監督側の記載としては、取締役会が経営陣をどのように監督しているかについて記載することが有用。具体的には、取締役会がサステナビリティ戦略をモニタリングするスキルを有しているか否かの記載や、取締役会等の監督機関への報告頻度、報告内容に加え、報酬制度を通じた経営者の評価について記載することが挙げられる。 ② 執行側の記載としては、委員会等の位置付けや責任者、構成員に加え、議論の頻度や内容、サステナビリティ関連のリスクと機会の優先順位付けの方針について記載することが挙げられる。 <p><戦略></p> <ul style="list-style-type: none"> ● サステナビリティは、ESGのEやSの取組みの延長ではなく、中長期的な将来キャッシュ・フローに影響を与えるリスクと機会に関する概念であることを理解したうえで、戦略のセクションでは、企業理念や経営戦略にサステナビリティ戦略がどのように関わるかを開示することが有用 	<p><ガバナンス></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 4つの枠組みのうち、最も重要なものはガバナンスとリスク管理である。ガバナンスにおいては、 ① 全般的なガバナンス体制が開示されていると、サステナビリティをどの程度重要視しているかが読み取れるため有用 ② 取締役会がどのように経営陣を監督しているかに加え、実効性に関する評価について開示することが有用。具体的には、監督を行うスキルやコンピテンシーがあるか、取締役会でどのような議論が行われているか、経営者をどのように評価しているかを記載すること等が挙げられる。 <p><戦略></p> <ul style="list-style-type: none"> ● サステナビリティ開示に関しては、まずサステナビリティ全般から説明するとサマリーとしてわかりやすく有用 ● 企業の全体戦略とサステナビリティの関わりについて開示することは有用 ● マテリアリティの特定において2軸での整理をする場合、その会社にとって特に重要な項

<p><リスク管理></p> <ul style="list-style-type: none"> ● サステナビリティ関連のリスクと機会を識別するためのプロセスについて開示することは有用。加えて、SASBスタンダードを参照した記載とすることはより有用 ● リスク管理では、サステナビリティ関連のリスクだけではなく、機会についても記載することが必要。具体的には、サステナビリティ関連のリスクと機会をどのように識別・評価し、優先順位をつけているのかについて開示することが挙げられる。 <p><指標及び目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 指標には比較可能な指標と独自指標があるが、なぜその指標を選定したか開示することが有用であり、独自指標の場合には、指標の定義を開示することが有用 ● 指標及び目標では、指標と目標に加えて、目標に対する実績、実績に対する評価及び目標の達成時期について記載することが有用 	<p>目は何なのかが明確になるよう、重要度の最も高い象限に項目を集中させ過ぎないことが有用</p> <p><リスク管理></p> <ul style="list-style-type: none"> ● リスク管理では、そのプロセスを記載する必要があるため、事業等のリスク等を参照するだけでは情報が不足する可能性がある。また、事業にかかわるリスクだけではなく、機会についても記載することが有用
--	---

(備考) 「2024年版好事例集(第1弾)」、「2023年版好事例集」をもとに信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

なお、「個別テーマ」の開示例における投資家・アナリスト・有識者が期待する主な開示のポイントについては、前年とほぼ同様、知的財産に関する記載、リスク情報だけではなく機会に関する記載の必要性等が強調されている。

3. おわりに

金融庁は、2018年から毎年、開示の好事例に関する勉強会を開催している。この取組みの背景として、投資判断に有益な情報を提供する観点から、特に開示が進んでいる企業とまだ対応が不十分な企業とのギャップを埋める目的があるといえる。

今回、「全般的要求事項」と「個別テーマ」の2つに関する開示例が前倒しで示されたことは、金融庁が、企業と投資家との間の有効な対話を促し、“開示の充実化”をさらに加速していきたいという強い意識の表れといえるのではないだろうか。 以上

<参考文献>

- ・金融庁(2024年11月8日)「記述情報の開示の好事例集2024(第1弾)」
- ・金融庁(2024年3月8日)「記述情報の開示の好事例集2023」

本レポートは発表時点における情報提供を目的としており、文章中の意見に関する部分は執筆者個人の見解となります。したがって、投資・施策実施等についてはご自身の判断をお願いします。また、レポート掲載資料は信頼できると考える各種データに基づき作成していますが、当研究所が正確性および完全性を保証するものではありません。なお、記述されている予測または執筆者の見解は予告なしに変更することがありますのでご注意ください。